

淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 淡路地域における地域総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する淡路(三原川等)地域総合治水計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、淡路(三原川等)地域総合治水推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。なお、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」に位置づけるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 淡路（三原川等）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- (2) 淡路地域における総合治水の推進に関すること。

（協議会の対象とする計画地域）

第3条 協議会の対象とする計画地域は、別表第1の水系に属する河川の流域並びに洲本市、南あわじ市及び淡路市の区域のうち雨水が海域へ直接流下する地域とする。

（協議会委員）

第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

- 3 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）及び会長が必要と認め、委員以外の者が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条2項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人に対し代理人名義で委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び会長が必要と認め委員以外の者が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職5級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。
- 3 第6条2項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人の格付けは委員と同様とし、代理人に対し代理人名義で旅費を支給する。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県淡路県民局洲本土木事務所をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の改正)

- 2 この要綱は、平成29年12月15日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

対象水系 (うち水位周知河川)	野島川水系、富島川水系、育波川水系、室津川水系、新川水系、郡家川水系（郡家川）、硯川水系、山田川水系、都志川水系（都志川）、鳥飼川水系、三原川水系（三原川）、津井川水系、塩屋川水系、本庄川水系、天川水系、洲本川水系（洲本川）、岩戸川水系、志筑川水系（宝珠川）、大谷川水系、生穂川水系、佐野川水系、老松川水系、砂川水系、浦川水系、楠本川水系、茶間川水系、長谷川水系
--------------------	---

別表第 2（第 4 条第 1 項関係）

役 職 等	氏 名	備 考
国立明石工業高等専門学校名誉教授	神田 佳一	学識者
神戸地方気象台長	吉野 昌史	国
淡路県民局長	川井 史彦	兵庫県
洲本市長	上崎 勝規	市
南あわじ市長	守本 憲弘	
淡路市長	門 康彦	
洲本市連合町内会 会長	宮奥 正一	県民
兵庫県鮎屋川土地改良区 理事長	野上 豊	
南あわじ市連合自治会 会長	原 孝	
松帆地区低地対策住民会議 会長	居内 和廣	
淡路市連合町内会 会長	魚住 幸市	